

令和 7 年度上田市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての所属・施設が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。（別表 1 参照）

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
- （2）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ② 重度障害者多数雇用事業所
- （3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

5 調達の対象品目

調達を推進すべき対象品目は、別表 2 のとおりとする。

6 調達の推進方法

- （1）調達推進方針の作成と調達目標の設定
市は、物品等調達推進方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案の上、年度ごとに調達目標を設定する。
- （2）情報の収集・提供
障がい者支援課は、調達可能な物品等の情報を収集し、各所属・施設に対して情報の提供を行う。
- （3）随意契約の活用
各所属・施設は、地方自治法施行令・市財務規則などに従い、随意契約を活用しながら調達の推進に努める。
- （4）就労施設等への配慮
各所属・施設は、調達を行うときは、可能な範囲内で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努める。

7 調達推進方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和7年度の調達目標額は、次のとおりとする。

目標額 **10,000,000 円**

9 調整担当部署

調達推進方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、福祉部障がい者支援課が行う。

10 その他

- (1) 補助金等交付団体及び指定管理者制度導入施設への取組
上田市が補助金等を交付している団体及び指定管理者に対し、本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について協力を要請する。
- (2) 公契約における障がい者の就業を促進する措置の検討
公契約において、一般競争入札参加資格等を定めるに当たっては、法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する。
- (3) 方針の見直し
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行う。
- (4) 令和7年度の具体的な取組
 - ア 障害者就労施設等からの物品の調達、役務の提供について、具体的に調査、検討を進める。
 - イ 全庁的な取組を進めるため、関係部局との協議調整を行うとともに、必要物品の調査と清掃業務等の役務の提供について検討を行う。
 - ウ 上記、調達物品等の調査・検討の結果、受発注の機会を増やす仕組みを検討する。
 - エ 補助金交付団体等に対して調達推進方針への理解と協力を要請する。
 - オ 在宅就業障害者、重度障害者多数雇用事業所の把握と情報提供について検討する。
 - カ 上田市役所庁内での定期販売に配慮する。
 - キ 庁舎内で不要となった電子機器（パソコン等）の無償引き渡しに配慮する。
 - ク 農福連携に向け、関係課、関係機関等と調整する。